

交流拠点都市～観光立市～

広報

みね



MINE

2012年  
(平成24年)

4/1

No.97

## 目次【表紙】貸切レトロ列車運転

- |  |  |
|--|--|
| 2 市長施政方針                                       | 16 地域の自主防災活動を支援します<br>美祢通信             |
| 6 市長と語る未来創造まちづくり座談会結果報告                        | 17 Spring美祢事業について                      |
| 7 市内の文化財紹介22                                   | 18 まちかどホットライン                          |
| 8 市職員の給与・定員管理等の状況【概要版】                         | 19 平成24年度市税・料 納付カレンダー<br>市道美化活動報償金交付事業 |
| 11 第25回みね桜まつり開催                                | 20 春休み接種キャンペーン実施中<br>俳句と短歌             |
| 12 病院だより42                                     | お知らせひろば                                |
| 13 弁護士による無料法律相談を開催します<br>秋吉台国際芸術村4月イベント情報      | 23 表紙の説明                               |
| 14 美祢市長選挙及び美祢市議会議員<br>一般選挙のお知らせ                | 24 4月の情報                               |
| 15 地域包括支援センターからお知らせ                            | 26 図書館だより<br>総合観光部から                   |
| 16 平成24年7月9日に外国人登録法が廃止され、<br>入管法と住民基本台帳法が変わります |  |

# 市長施政方針

2月22日に開会した平成24年第1回美祢市議会定例会の冒頭に村田弘司市長が平成24年度施政方針を発表しましたので、その全文を紹介します。



美祢市長  
村田 弘司

昨年3月11日に発生いたしました東日本大震災は、わが国に甚大な被害をもたらし、多数の尊い生命・財産を奪い去りました。

このような我々がかつて経験したことのない未曾有の大震災から、徐々に復興が進んできてはおりますが、原子力災害の復旧等まだまだ道半ばであり、なお多くの国民に苦しみをもたらしている。

わが国の経済においては、世界金融危機の打撃からようやく立ち直りかけた矢先に、この大災害の発生による大打撃を受け、さらには、タイの大洪水の発生

も加わり、産業界は国内外のサプライチェーン（供給網）の再構築に迫られております。

また、欧州債務危機の深刻化による世界経済全体の減速傾向が続く中で、歴史的円高による輸出の低迷、海外への設備投資の加速に伴う空洞化、また、新興国の追い上げなどの危機に直面しています。

一方、政治情勢に目を向けますと、大震災からの復興のさなか誕生した野田政権は、大震災からの復興はもちろんのこと、消費税増税を伴う社会保障と税の一体改革による財政再建、原子力災害の復旧、原子力発電停止に伴う再生可能エネルギーを活用した電力供給体制の整備、TPP参加交渉等多くの難問を抱えています。

これらの社会情勢は、否応なしに地方自治、地方経済にも先行き不透明な閉そく感をもたらしております。

しかしながら、このような時こそ、地方から元気を発信するこ

とが重要と考えております。

すなわち第1次美祢市総合計画の五つの基本目標「安全・安心の確保」「観光交流の促進」「産業の振興」「ひとの育成」「行財政運営の強化」を引き続き強力に推し進め、基本理念である「市民が『夢・希望・誇り』をもって暮らす交流拠点都市美祢市」の実現に向かって、さらに力強く突き進んで参る所存であります。

それでは、平成24年度の主要施策について、総合計画の5つの基本目標に従い、「説明申し上げ

## 一・安全・安心の確保

医療・福祉の充実、都市基盤の整備

はじめに、1つ目の基本目標である「安全・安心の確保」についてであります。

まず、医療・福祉の充実を推進するため、平成23年度、美祢市の地域医療を支え育てる条例を制定し、基本計画を策定いたしました。地域医療充実の必要性について広く市民の皆様にご理解いただけるよう、地区別研修会を開催いたします。

また、障害者福祉行政の基本となる障害者計画を策定することとしております。

次に、上下水道の整備を推進するため、水道未給水地区である於福町下地区への上水道拡張を引続き推進するとともに、美

東・秋芳地域水道軟水化に向けての調整、検討を行います。

次に、公共交通の充実を図るため、ミニバスの運行を新たに豊田前町・西厚保町地区に広げるなど地域の足の確保に努めて参ります。

路線バスについては、美東・秋芳地域から市内高校への通学利便性の向上を図るため、アンモナイト号を朝1便・夕方2便増便するとともに、交通不便地域である於福町田代地区の交通便利性確保のため、既設路線の見直しを行います。



美祢線運転再開

また、平成22年7月の豪雨災害により、不通となっていたJR美祢線は、昨年9月26日に復旧



を果たし、市民の皆様の貴重な交通機関として運転を再開したところであります。今後は、本市と長門市及び山陽小野田市の関係団体で組織するJR美祢線利用促進協議会を中心として引き続き利用促進を図って参りますが、主な取り組みとして、列車に沿線の観光地等をアピールするためにラッピングを施し、さらなる利用促進に努めて参ります。

また、「駅舎地域交流ステーション事業」により、美祢線の厚保駅と於福駅を改修し、美祢線の利用促進と併せて地域交流ステーションとして資力有る地域創造を目指す交流施設として活用いたします。

次に、住環境の整備と定住促進を図るため、本市最大の市営住宅団地である下領北団地の建替、空き家情報バンク活用応援事業、U・J・ターンの促進事業、ハッピーエディング支援事業等の定住促進事業に引き続き取り組むことにより住みよいまちづくりを進めて参ります。

次に循環型社会の推進を図るため、新たに太陽光発電システムの導入に対する支援、また、生ゴミ堆肥化の本格的取組へ向け、希望される方に段ボールコンポスト資材の配布を行うとともに、化学肥料や農薬の使用を控えた農業に取り組む農家を支援する環境保全型農業直接支援対策事業を実施いたします。

次に、消防・防災の推進を図

るため、新たに地域の自主防災活動に対する支援を行います。

また、消防本部から美東地域・秋芳地域へ直接、告知放送ができるよう機械設備の整備を行うとともに、高規格救急車の更新や計画的な小型動力ポンプ積載車更新及び耐震性貯水槽の設置を行います。

さらには、下関市消防本部と平成25年10月から共同運用を目指す共同指令センターの整備を進めるとともに、平成28年度からの共同運用を目指して、消防救急無線のデジタル化整備に着手します。

また、美祢地域の土砂災害ハザードマップの作成、西厚保地区の洪水ハザードマップの作成により地域防災力の強化を図り、災害に強いまちづくりを進めて参ります。

## 二. 観光交流の促進

観光・交流の活性化、  
広域連携の強化

続きまして、2点目の基本目標である「観光交流の促進」についてであります。

まず、世界ジオパーク登録へ向けての取組みですが、本年度中に美祢市ジオパーク推進協議会を立ち上げて、日本ジオパーク登録に向けて取組みを加速化させて参ります。

また、ジオパーク登録に向けた重要なジオスポットとして位置

付ける天然記念物大岩郷周辺を棚田の復元等の整備により観光資源としての価値を高めるとともに、長登銅山跡土地購入、また、長登銅山文化交流館を大仏ミュージアムの愛称と併せて、看板製作、鑄造体験学習チラシなどの活用により広く周知を図ることにより、さらなる利用の促進を図ってまいります。

日本ジオパーク、さらには世界ジオパークに登録されるためには、協議会が中心になって市民が一体となった取組みが必要不可欠となります。このことは、ひとつくり・地域づくりに繋がり、ひいては市民の一体感の醸成に大きな効果を及ぼすものと考えてお



ジオパークシンポジウム

ります。

また、引き続き、サインシステム整備事業により本市を訪れて

くださるすべての方々の円滑な市内回遊と的確な誘導を図るためサインの整備を進めて参ります。

次に地域間交流・国際交流を推進するため、マスメディアを活用して情報発信を行う、みねアークセアアップ事業やアンテナシヨップ、ふるさと交流大使を引き続き活用するとともに、NHKのラジオ公開番組「真打競演」の開催により、美祢市の情報発信を積極的に行ってまいります。

また、本年度、台湾との観光交流及び農産物などの物流の拡大を目指して、台湾を訪問いたしました。24年度は台湾台北市にある、台北世界貿易センター内に美祢市の観光PRや、特産品即売を行う交流の拠点を開設し、積極的な本市への誘客を含めた活動を活発に行いたいと考えております。

これら、国内はもとより、台湾の他にも中国・韓国など東アジアを中心に交流を深め、交流拠点都市たる美祢市振興に結びつけていきたいと考えております。

さらには、オーストラリア発祥の野外スポーツである、ロゲイニングを活用した美祢市魅力再発見事業に新たに取組むことにより、市民の皆様に美祢市の魅力を再発見していただくとともに、将来、ジオパーク上のジオサイトとなり得る美祢市の埋もれた様々な資源の掘り起こしを行いたいと考えております。

このロゲイニングのチェックポ

イントに市内の観光地や、自然・文化遺産はもちろんのことJR美祿線などの公共交通機関も組み入れることにより、公共交通機関の利用促進も図りたいと考えております。

### 三. 産業の振興

地域産業の活性化、新産業の創出

続きまして、3点目の基本目標である「産業の振興」についてであります。

昨年、産業振興条例を制定いたしました。同条例に定める産業の一体的な振興を図るため、産業振興に関する諮問機関である産業振興推進審議会に農業や商工業などの部門ごとの分科会を設けるなどの機能の強化充実により、専門的な審議を踏まえての一体的な産業振興の審議をお願いしたいと考えております。

なお、審議会からの提言に基づき、24年度は企業誘致の奨励策及び組織体制の見直し、また、未利用地の活用について調査・検討を行うこととしており、引き続き企業誘致につきまして、私のトップセールスを含め、全力で取り組んでまいります。

次に、現在、拠点市街地活性化審議会において、市内各拠点市街地の空洞化を食い止め、いかに活性化を図るかについて、ご審議いただき、今後、答申をいただくこととなりますが、24年

度中に審議会の答申に基づき、拠点市街地の活性化を図るための基本方針を定める拠点市街地活性化基本計画を策定することとしております。

次に、住みリフォーム助成事業を新たに実施いたしますが、住居を市内施工業者によりリフォームされる場合に経費の一部を市内で使用できる商品券や農産物により助成するものであり、これにより広く市内商工業者への経済波及効果が及ぶことを期待しております。

また、市街地の空き店舗活用に対する支援を行う美祿あきない活性化応援事業を引き続き実施し、拠点市街地が元気でにぎわいのある商店街となるよう応援いたします。

次に、農林業の振興を図るため、新たに認定農業者の生産拡大、施設整備、機械導入経費の支援を行う認定農業者生産振興支援事業に取組むとともに、集落営農加速化支援事業により、今後の農業の中心的な担い手となることを期待されております。集落営農法人の設立及び運営を支援し、さらには、やまぐち集落営農生産拡大事業により低コスト化、省力化等の取組みや生産拡大への取組みを支援いたします。

また、新たに耕作放棄地対策として、認定農業者や集落営農法人などが耕作放棄地の解消に取組む場合の支援を行います。

また、有害鳥獣による被害は増加の一途をたどっておりますが、有害鳥獣捕獲補助金の拡充などにより有害鳥獣対策を強化いたします。

林業の振興においては、間伐・作業道開設等森林整備の推進及び竹材・たけのこ生産の団地育成及び安定供給体制確立のため美しい山づくり事業に引き続き力を入れて参ります。

次に、新産業の創出や地域ブランド開発及び六次産業化を推進するため、新たに農産物加工等活性化推進事業により加工品の調査・開発、コンクール開催などによる加工品開発、パッケージ開発などによる製造販売、及び、規格外品の利用促進などの支援を行うとともに、竹資源活用事業に引き続き力を注ぎ、美祿農林開発株式会社の経営の安定に努めて参ります。

次に、市内雇用の拡大を図るため、引続き市内事業所に就職する市内居住者に就職祝金を給付するとともに、人材・企業育成事業により企業が求める人材の育成・確保及び、企業に対して情報通信等の技術向上や新規事業の足掛かりとなる講座を開講し、市内企業の育成・振興を図ってまいります。

また、美祿社会復帰促進センターは昨年10月に収容定員が300人増加し1,300人になりましたが、早期に収容定員を2,000人にされるよう、本年

1月に法務大臣に申し入れを行ったところですが、引き続き、国に積極的に要望するとともに、市内企業の事業参入推進及び、開かれた刑務作業による地域との共生に役立てるため、同センターに刑務作業を提供する企業の意見交換の場を新たに設置いたします。



法務大臣要望

### 四. ひとの育成

教育環境の充実、歴史・文化の継承、人材の育成

続きまして、4点目の基本目標であり、平成24年度の重点目標でもある「ひとの育成」についてであります。

まず、学校教育・人材育成の充実を図るため、新たに学校適正配置検討委員会を設置し、今後の小中学校の適正な配置の検

討を行って参ります。

また、新たに平成24年度から平成30年度までを計画期間とする教育振興基本計画を策定し、本市の教育振興の基本方針を定めることとしております。

さらには、新たに地域や保護者に学校運営に積極的に関わっていただくことにより地域に信頼される学校づくりを行う学校・教育・地域連携推進事業、小学校間の交流を促進し、児童の社会性・連帯感・協調性を育成する学校間連携推進事業、また、児童の地域に根差した健全な育成のために、地域の人財を活用する「人財育成推進事業」に取組み、ふるさと美祢に誇りと愛着を持った美祢市の宝である人財の育成に努めて参ります。

また、私立保育園の施設整備に対する補助、私立幼稚園の耐震補強工事に対する補助、大嶺小学校の耐震補強工事の実施設計、及び、秋芳南中学校屋内運動場の屋根改修整備などの事業に取り組み、学校教育の安全・安心の確保を推進いたします。

次に、生涯学習・生涯スポーツの推進を図るため、新たに市民・地域・スポーツ団体・各種団体・行政が協働して、生涯スポーツ社会の実現を目指すための指針とするスポーツ推進計画を策定することとしております。

また、市民会館調理室を生涯学習の活動のために十分活用していただけるように、施設の改修、

及び調理備品の整備を行います。

## 五. 行財政運営の強化

行財政の効率化、協働のまちづくり

最後に、5点目の基本目標である「行財政運営の強化」についてであります。

まず、経営感覚をもった行財政運営の推進を図るため、行政改革大綱に掲げる行財政改革を着実に実施するとともに、効率的・効果的な行財政運営に資するように行政評価システムの有効活用に努めます。

また、本年度、美東・秋芳地域の水道事業を公営企業会計に統合いたしました。24年度・25年度で地域水道ビジョンを策定し、今後10年間の美祢市水道事業の目指すべき方向を定めると同時に、水道使用料二元化に向けた調査・検討を進めて参ります。

また、将来に向けた市の財政健全化を図るため、平成24年度中に土地開発公社を解散いたします。

土地開発公社は、これまで人口定住に大きな役割を果たしたと考えておりますが、現在では公共事業のために用地を先行取得するという公社の存在意義は薄れており、土地の保有が長期化し、早期処分が見込めない状況では事業の採算性はないものと判断せざるを得ないところであります。

また、市が債務保証あるいは運営費補助金を長期にわたって支出することは市の将来の財政健全化の妨げになると考えております。

したがって、土地開発公社を解散し、保有する債務は、国の財政支援措置である第3セクター等改革推進債を活用して計画的に処理することにより、突発的な財政負担リスクや借入金の利子負担の逓減を図りたいと考えております。これにより、一時的には市の財政負担は大きくなりますが、長期的には大きな費用削減効果が得られると考えております。

次に、効率的できめ細かな行政サービスの推進を図るため、広報の発行につきましましては、市内全域でMYT自主放送が視聴いただけるようになったことやインターネットの高速化・大容量化など情報二元化の進展に伴い、また、市民の皆様からのご要望も踏まえて、現在の月2回発行の2色刷を月1回発行のカラフル刷とし、併せて広報の愛称を市民の皆様から募集し、親しみ易く読み易い紙面づくりに努めてまいります。

また、県内初の取り組みである、原動機付き自転車のオリジナルナンバープレートを製作し、美祢市の活性化及びイメージアップを図ります。

また、本年度実施いたしました「ふるさと応援未来創造交付金事

業」を再構築するとともに、これに加え新たに「地域力発揮まちづくり創生事業」を実施し、地域の活性化や課題の解決に向けた、地域や団体の自主的な取組みに対して支援を行います。

私は今年のテーマを「スプリング美祢」としており、これら2つの事業と併せ「駅舎地域交流ステーション事業」及び「人財育成推進事業」をスプリング美祢推進のための重点事業と位置付けております。

「スプリング」という言葉からは「躍進」「湧き出る泉」「春」といったイメージが連想されますが、地域や団体の特色を生かした自主的な取組みにより、未来に向かってスプリングのごとく地域の力・団体の力を飛躍させていくと同時に、将来を担う人財の育成も図れるものと考えております。

以上、総合計画の5つの基本目標に沿って、私の所信と主要施策の概要について申し上げます。

今後とも、総合計画に定める基本理念である「市民が『夢・希望・誇り』をもって暮らす交流拠点都市美祢市」の実現に向けて、市議会並びに市民の皆様のお一人のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。平成24年度の施政方針といたします。

# 市長と語る未来創造まちづくり座談会結果報告



## ●開催日等

日時 2月16日(木) 18時～20時  
会場 於福公民館大会議室

## ●出席者

市：市長、副市長、部長級職員、事務局(地域情報課)  
参加者：141名

## ●提案内容

**【提案】** ジオパーク構想について、友好交流都市の今までの交流実績と今後について (男性)

**【回答】** 美祢市において、ラムサール条約に登録されている秋吉台地下水系及び特別天然記念物である秋芳洞、国定公園である秋吉台をしっかりと保護することに加え、市全域の地質資源を守り育て、活かすために世界ジオパークの認定を目指すことにしています。このジオパーク認定は、本市の観光振興を図る上において、今後大きな役割を果たし、まさにネットワークづくりの大きな核になると考えます。

「交流拠点都市」の創生を目的に交流人口の拡大の取り組みを進めるなかで、豊かな観光資源を有する美祢市において、観光客のさらなる誘致活動は非常に重要であり、特にアジア時代による外客誘致の更なる取り組み強化が必要であると考えます。そこで交流関係のある台湾の台北事務所を通じて、南投県との友好交流に関し、李南投県長と相互連携を深めることを積極的に進めることを確認した「友好交流の促進に関する確認書」の調印を行いました。

今後は、観光面を中心とした経済交流活動、また市の次世代を担う若者たちの両国の交流活動を通じた人材交流を進め、市の活性化につなげたいと考えます。

(市長)

**【提案】** 美祢のさくらをもっとPRしてほしい。また、河川の中の草刈りなどして景観整備できないか。 (男性)

**【回答】** 美祢のさくらは県内でも有数な名所であると考えます。河川敷は地元の方、市職員で草刈り整備を行っていますが、河川の中は県土木の管理になるので、強く県に要望したいと考えます。

(市長)

**【提案】** 於福から田代へ向かう県道について、木の枝が垂れ下がって観光バス等の邪魔になるので、伐採整備していただきたい。 (男性)

**【回答】** 県土木に、木の枝の伐採、整備を強く要望していきたいと考えます。 (市長)

**【提案】** 観光立市としてのこれからの取り組みについて、どのようなご計画かお聞かせください。 (男性)

**【回答】** 美祢市では、平成23年3月に策定した美祢市総合観光振興計画の基本理念である「観光立市をめざす おもてなしのまち」の実現に向けた取り組みを進めています。

市内には、秋芳洞・秋吉台以外にも各地域に優れた観光名所、歴史ある町並み、多くの地域資源に恵まれていることから、これらを活用し、全国、海外にも美祢市の魅力を発信し、市内全域に観光客を周遊させ、市全体の観光振興を図っていく考えです。

それぞれの地域の特性を活かした観光振興の取り組みをベースに、平成24年度は、日本ジオパークの認定に向けた取り組みを具体化することとしています。そのためには、市民の皆様の協力が不可欠であり、皆様と協働し、美祢市の魅力を発信し、市内を訪れる方の増加を図り、「また美祢市に来たい。」とっていただけるような市民協働によるまちづくりを推進し、最終的には世界ジオパークの登録を目指したいと考えます。

(市長)

**【提案】** ふるさと応援未来創造交付金事業について、多くの人、団体に周知徹底していただきたい。また、その事業効果を発表できるような場を設けていただきたい。 (男性)

**【回答】** ふるさと応援未来創造交付金は、地域の皆様が共有した認識のもと地域の課題解消に向けた取り組みを行うもので、これにより地域力を育て活力あるふるさとづくりの基盤となることを期待しています。この交付金事業をより多くの市民の方に知っていただくため、周知徹底していきたいと考えます。そこで平成24年度から「市報」をカラー印刷にし、月2回の発行を月1回とする予定ですが、市報でも周知を図ることとします。※

また、交付金事業を行った地域の活動を市全体に広めるため、各種イベントで発表出来るような場を設けられるように検討したいと思います。 (市長)

※平成24年度からの実施が決定しています。

## 【提案】

下水道の普及について（農業集落排水も含む於福地区の計画と財政について）

美東地域には、グラウンド・ゴルフ場が整備されているが、美祢地域には整備されていない。平成28年度から国体の正式種目にもなると聞いている。競技人口も増えているので、美祢地域に公認コースを整備していただけないか、旧大嶺高等学校跡地を利用してはどうか。（男性）

## 【回答】

美祢市公共下水道事業は、生活環境の改善、公共用水域の水質保全をめざして、整備を進めています。平成元年度に供用を開始して以来平成22年度末現在で、普及率34.0%、水洗化率89.8%となっています。現在では、事業の大規模な拡張計画はなく、施設管路等の適正な維持管理に努めています。農業集落排水事業は、美祢市内で4地区が整備されています。（河原、別府、大田、豊田前地区）

於福地区の水道整備計画については、現在、3年計画（平成23年度～平成25年度）で無給水地域解消事業として上水道との接続工事を先に実施しています。

下水道または農業集落排水の整備について、市民の皆様の良好な生活環境を確保するとともに、河川や農業用水の水質の保全を図るため、公共下水道事業や農業集落排水等に取り組むとともに、合併処理浄化槽の設置に対する補助制度に取り組んでいるところです。今後も財政面を考慮し、地域に適した効率的な手法により整備を進めていきます。

グラウンド・ゴルフは、ルールも簡単なことから子どもから高齢者まで誰もがすぐに取り組むことができ、全国に広く普及しています。また、グラウンド・ゴルフは、規格化されたコースを必要としません。プレーヤーの目的、環境、技能などに応じて、運動場や公園などでも自由にコースが設定できます。

美祢市においては、平成20年4月、美祢グラウンド・ゴルフ協会が設立され、美祢支部、美東支部で合計284人の方が登録され、学校の運動場や公民館の広場等で活動されています。秋芳地域においても今後協会に加入されると聞いています。

グラウンド・ゴルフ場の認定コースは、県内に4箇所あり、そのうち「秋吉台リフレッシュパーク」のグラウンド・ゴルフ場が、「秋吉台グラウンド・ゴルフ場」として、認定されています。このゴルフ場には、大正洞コース、景清洞コースがあり、平成22年度において、延べ4,259人の方が利用され、来年度には、8ホール2コースを増設予定です。

市民の皆様には、大会等で、この認定コースをご利用いただければと考えています。

また、新たなグラウンド・ゴルフ場の整備について、旧大嶺高等学校跡地を利用してはどうかとのことですが、県が所有管理しているため、県と十分協議し、今後の検討課題とさせていただきます。（市長）



問合せ先 地域情報課 ☎0837(52)1128

## 市内の文化財紹介 ⑫ 長登のシダレザクラ

（美東町長登・市指定天然記念物昭和62年指定）

この木は、目通り幹囲1.65メートル、高さ9メートルあります。シダレザクラ特有の垂れ下がる枝が傘状に伸び、綺麗な樹形をしています。開花時期は年によって若干差がありますが、3月末頃から4月上旬頃にかけて淡紅色の小さな花を多く咲かせます。近年、風雪で二部の大枝が折れて少し樹形が変わりましたが、多くの桜愛好者に親しまれています。

シダレザクラは、バラ科サクラ属の落葉高木で、高さ20メートル、直径1メートル以上に達します。枝は横に開出し、小枝は垂直に下垂します。花の色は白または淡紅色。エドヒガンから出来た園芸品で、野生は無いとされています。



問合せ先 文化財保護課 ☎0837(53)0189

# 市職員の給与・定員管理等の状況（概要版）

市職員の給与や定員管理の状況について、より一層透明性を高め、充実した内容の公表を行っています。市民の皆さんに内容をよく知っていただくため、「市職員の給与・定員管理等の状況」は、市ホームページに掲載し公表しますが、8ページから10ページにかけて概要版を掲載します。

問合せ先 総務課（☎0837(52)1111）

## ①人件費の状況（普通会計決算）

年度	住民基本台帳人口 (H23.3.31)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	前年度の人件費率
22年度	人 28,229	千円 18,037,043	千円 619,477	千円 3,624,157	% 20.1	% 20.9

## ②職員給与費の状況（普通会計決算）

年度	職員数 (A)	給与費				1人当たり 給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計(B)	
22年度	人 373	千円 1,410,954	千円 227,164	千円 509,345	千円 2,147,463	千円 5,757

※職員手当には退職手当を含みません。

## ③一般行政職員の平均給料月額および平均年齢の状況

(平成23年4月1日現在)

美  称  市		国	
平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
330,734円	43.3 歳	327,205 円	42.3 歳

## ④職員の初任給の状況（平成23年4月1日現在）

区  分	美称市		国	
	初 任 給	初 任 給	初 任 給	初 任 給
一般行政職	大学卒	172,200 円	172,200 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	140,100 円	140,100 円

## ⑤職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成23年4月1日現在）

区  分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	261,950 円	313,100 円	365,940 円
	高校卒	217,700 円	249,733 円	320,867 円

## ⑥一般行政職の級別職員数の状況（平成23年4月1日現在）

区  分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	合計
標準的な職務内容	主 事 技 師	主 事 技 師	主 任	係 長 企画員	補 佐 主 査	課 長 主 幹	部 長 部次長	
職 員 数	22人	36人	29人	67人	58人	28人	14人	254人
構 成 比	8.7%	14.2%	11.4%	26.4%	22.8%	11.0%	5.5%	100.0%

※職員数とは、美称市職員給与と条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

※標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。



⑦職員手当の状況(平成23年4月1日現在)

区分	美 称 市	国																																																												
期末手当 勤勉手当	<table border="0"> <tr> <td>6月期</td> <td>1.225月分</td> <td>0.675月分</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.375月分</td> <td>0.675月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.60月分</td> <td>1.35月分</td> </tr> </table>	6月期	1.225月分	0.675月分	12月期	1.375月分	0.675月分	計	2.60月分	1.35月分	<table border="0"> <tr> <td>6月期</td> <td>1.225月分</td> <td>0.675月分</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.375月分</td> <td>0.675月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.60月分</td> <td>1.35月分</td> </tr> </table>	6月期	1.225月分	0.675月分	12月期	1.375月分	0.675月分	計	2.60月分	1.35月分																																										
	6月期	1.225月分	0.675月分																																																											
12月期	1.375月分	0.675月分																																																												
計	2.60月分	1.35月分																																																												
6月期	1.225月分	0.675月分																																																												
12月期	1.375月分	0.675月分																																																												
計	2.60月分	1.35月分																																																												
	職制上の段階、職務の級などによる加算措置	有																																																												
退職手当	<table border="0"> <tr> <td>自己都合</td> <td>勤続 20年</td> <td>23.5月分</td> <td>勤奨・定年</td> <td>勤続 20年</td> <td>30.55月分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>勤続 25年</td> <td>33.5月分</td> <td></td> <td>勤続 25年</td> <td>41.34月分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>勤続 35年</td> <td>47.5月分</td> <td></td> <td>勤続 35年</td> <td>59.28月分</td> </tr> <tr> <td>最高限度額</td> <td>59.28月分</td> <td></td> <td>最高限度額</td> <td>59.28月分</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)</td> <td colspan="3">その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)</td> </tr> </table>	自己都合	勤続 20年	23.5月分	勤奨・定年	勤続 20年	30.55月分		勤続 25年	33.5月分		勤続 25年	41.34月分		勤続 35年	47.5月分		勤続 35年	59.28月分	最高限度額	59.28月分		最高限度額	59.28月分		その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)			<table border="0"> <tr> <td>自己都合</td> <td>勤続 20年</td> <td>23.5月分</td> <td>勤奨・定年</td> <td>勤続 20年</td> <td>30.55月分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>勤続 25年</td> <td>33.5月分</td> <td></td> <td>勤続 25年</td> <td>41.34月分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>勤続 35年</td> <td>47.5月分</td> <td></td> <td>勤続 35年</td> <td>59.28月分</td> </tr> <tr> <td>最高限度額</td> <td>59.28月分</td> <td></td> <td>最高限度額</td> <td>59.28月分</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)</td> <td colspan="3">その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)</td> </tr> </table>	自己都合	勤続 20年	23.5月分	勤奨・定年	勤続 20年	30.55月分		勤続 25年	33.5月分		勤続 25年	41.34月分		勤続 35年	47.5月分		勤続 35年	59.28月分	最高限度額	59.28月分		最高限度額	59.28月分		その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		
	自己都合	勤続 20年	23.5月分	勤奨・定年	勤続 20年	30.55月分																																																								
	勤続 25年	33.5月分		勤続 25年	41.34月分																																																									
	勤続 35年	47.5月分		勤続 35年	59.28月分																																																									
最高限度額	59.28月分		最高限度額	59.28月分																																																										
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)																																																											
自己都合	勤続 20年	23.5月分	勤奨・定年	勤続 20年	30.55月分																																																									
	勤続 25年	33.5月分		勤続 25年	41.34月分																																																									
	勤続 35年	47.5月分		勤続 35年	59.28月分																																																									
最高限度額	59.28月分		最高限度額	59.28月分																																																										
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)																																																											
扶養手当	<table border="0"> <tr> <td>配偶者</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td>扶養親族</td> <td>1人当たり 6,500円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">※子については第3子以降1人当たり 7,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(職員に配偶者がいない場合そのうち1人について)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">満16歳から22歳までの子の加算</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1人当たり 5,000円</td> </tr> </table>	配偶者	13,000円	扶養親族	1人当たり 6,500円	※子については第3子以降1人当たり 7,000円		(職員に配偶者がいない場合そのうち1人について)			11,000円	満16歳から22歳までの子の加算			1人当たり 5,000円	<table border="0"> <tr> <td>配偶者</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td>扶養親族</td> <td>1人当たり 6,500円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(職員に配偶者がいない場合そのうち1人について)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">満16歳から22歳までの子の加算</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1人当たり 5,000円</td> </tr> </table>	配偶者	13,000円	扶養親族	1人当たり 6,500円	(職員に配偶者がいない場合そのうち1人について)			11,000円	満16歳から22歳までの子の加算			1人当たり 5,000円																																		
	配偶者	13,000円																																																												
扶養親族	1人当たり 6,500円																																																													
※子については第3子以降1人当たり 7,000円																																																														
(職員に配偶者がいない場合そのうち1人について)																																																														
	11,000円																																																													
満16歳から22歳までの子の加算																																																														
	1人当たり 5,000円																																																													
配偶者	13,000円																																																													
扶養親族	1人当たり 6,500円																																																													
(職員に配偶者がいない場合そのうち1人について)																																																														
	11,000円																																																													
満16歳から22歳までの子の加算																																																														
	1人当たり 5,000円																																																													
住居手当	<table border="0"> <tr> <td>持家</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(新築購入5年以内は3,000円)</td> </tr> <tr> <td>借家</td> <td></td> </tr> <tr> <td>家賃 23,000円以下</td> <td>家賃 23,000円超</td> </tr> <tr> <td>家賃-12,000円</td> <td><math>\frac{\text{家賃}-23,000\text{円}}{2}+11,000\text{円}</math></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(最高支給額 27,000円)</td> </tr> </table>	持家	2,000円	(新築購入5年以内は3,000円)		借家		家賃 23,000円以下	家賃 23,000円超	家賃-12,000円	$\frac{\text{家賃}-23,000\text{円}}{2}+11,000\text{円}$	(最高支給額 27,000円)		<table border="0"> <tr> <td>持家</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>借家</td> <td></td> </tr> <tr> <td>家賃 23,000円以下</td> <td>家賃 23,000円超</td> </tr> <tr> <td>家賃-12,000円</td> <td><math>\frac{\text{家賃}-23,000\text{円}}{2}+11,000\text{円}</math></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(最高支給額 27,000円)</td> </tr> </table>	持家	0円	借家		家賃 23,000円以下	家賃 23,000円超	家賃-12,000円	$\frac{\text{家賃}-23,000\text{円}}{2}+11,000\text{円}$	(最高支給額 27,000円)																																							
	持家	2,000円																																																												
(新築購入5年以内は3,000円)																																																														
借家																																																														
家賃 23,000円以下	家賃 23,000円超																																																													
家賃-12,000円	$\frac{\text{家賃}-23,000\text{円}}{2}+11,000\text{円}$																																																													
(最高支給額 27,000円)																																																														
持家	0円																																																													
借家																																																														
家賃 23,000円以下	家賃 23,000円超																																																													
家賃-12,000円	$\frac{\text{家賃}-23,000\text{円}}{2}+11,000\text{円}$																																																													
(最高支給額 27,000円)																																																														
通勤手当	<table border="0"> <tr> <td>交通機関利用者</td> <td>最高支給額 55,000円</td> </tr> <tr> <td>交通用具利用者</td> <td>2,000円~24,500円</td> </tr> </table>	交通機関利用者	最高支給額 55,000円	交通用具利用者	2,000円~24,500円	<table border="0"> <tr> <td>同 左</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交通用具利用者</td> <td>2,000円~24,500円</td> </tr> </table>	同 左		交通用具利用者	2,000円~24,500円																																																				
	交通機関利用者	最高支給額 55,000円																																																												
交通用具利用者	2,000円~24,500円																																																													
同 左																																																														
交通用具利用者	2,000円~24,500円																																																													

時間外 勤務手当	平成22年度	支給総額	90,950千円
		職員1人当たり 支給年額	276千円
	平成21年度	支給総額	73,373千円
		職員1人当たり 支給年額	212千円

特殊勤務 手 当 【21年度】 普通会計 決 算	区 分	全 職 種
	職員全体に占める 手当支給職員の割合	21.9%
	支給対象職員1人 当たりの平均支給年額	24,742円
	手当の種類(手当数)	10
	代表的な手当の名称	徴税特別手当 福祉事務従事手当 など

⑧特別職の報酬などの状況(平成23年4月1日現在)

役職名	給料月額	期末手当・勤勉手当支給割合								
市 長	780,000円	<table border="0"> <tr> <td>期末手当</td> <td>勤勉手当</td> </tr> <tr> <td>6月期 1.225月分</td> <td>0.675月分</td> </tr> <tr> <td>12月期 1.325月分</td> <td>0.675月分</td> </tr> <tr> <td>計 2.60月分</td> <td>1.35月分</td> </tr> </table>	期末手当	勤勉手当	6月期 1.225月分	0.675月分	12月期 1.325月分	0.675月分	計 2.60月分	1.35月分
期末手当	勤勉手当									
6月期 1.225月分	0.675月分									
12月期 1.325月分	0.675月分									
計 2.60月分	1.35月分									
副市長	624,000円									

役職名	報酬月額	期末手当・勤勉手当支給割合								
議 長	400,000円	<table border="0"> <tr> <td>期末手当</td> <td>勤勉手当</td> </tr> <tr> <td>6月期 1.45月分</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>12月期 1.65月分</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>計 3.10月分</td> <td>—</td> </tr> </table>	期末手当	勤勉手当	6月期 1.45月分	—	12月期 1.65月分	—	計 3.10月分	—
期末手当	勤勉手当									
6月期 1.45月分	—									
12月期 1.65月分	—									
計 3.10月分	—									
副議長	340,000円									
議 員	300,000円									